

## 普通預金規定（無利息型普通預金を含む）

### 1. （取扱店の範囲）

この預金は、当店のほか当組合本支店のどの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、あらかじめ当店で、通帳所定欄に押なつされた印影（または記入された署名・暗証）と届出の印鑑（または署名鑑・暗証）との照合手続を受けたものにかぎります。

### 2. （預金の払戻し）

- (1) この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証）してこの通帳とともに提出してください。
- (2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続をしてください。
- (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれかを支払うかは当組合の任意とします。

### 3. （利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当組合所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金利情勢に応じて変更します。また、無利息型普通預金には利息はつきません。

### 4. （印鑑照合等）

- (1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたうへは、それらの書類に偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 「普通預金（無利息型普通預金を含む）、納税準備預金、貯蓄預金共通規定」第8条2項に基づき、届出の押捺を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いしたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

### 5. （規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

※この他、「普通預金（無利息型普通預金を含む）、納税準備預金、貯蓄預金共通規定」が適用されるものとします。

以上